

令和7年度 GX推進再エネ導入支援事業（GX対応力育成支援事業）業務委託仕様書

1 事業の目的

国が掲げている産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXは本県の事業者にも大きな影響を及ぼすと考えられ、今後GXに対応できるように、徹底した省エネや再エネへの転換を前提とした設備投資を進める必要がある。

一方で、県内事業者が脱炭素に向けた省エネ化・再エネ導入等を促進していくためには、脱炭素化に向けた取組や経営に与える効果についての分析・理解を深め、GXへの対応力の必要性を学ぶ機会を創出する必要がある。

そこで、県内企業の経営者を対象にGXに関する講演会や勉強会を開催し、GXに関する理解を深め、GXによる変化にいち早く対応できるよう、CO₂削減のための省エネ・再エネ発電設備等の導入促進を促す。

2 委託業務の内容

上記事業目的を踏まえ、以下の業務を実施する。

ただし、業務の実施に当たり、より効果的な成果を得るための新たな提案は、これを妨げない。

（1）GXに関する講演会の開催

県内企業の経営者を対象にGXについての理解を深めてもらい、GXに向けての準備を進めていくことの必要性を意識してもらうための講演会の開催。

〔回数〕 1回

〔対象者〕 主に県内企業の経営者及びGX担当者等

〔開催方式〕 ハイブリット形式もしくはオンライン形式

〔内容〕

上記の主旨を踏まえ、中小企業にも分かりやすいようGXの概要等を説明し、具体的な取組や補助制度の紹介等を行うこと。また、講演会参加企業がワークショップ参加に繋がるよう工夫をすること。

例)

- ・ GXとは
- ・ GXが経営に与える影響
- ・ GX関連施策・制度の紹介
- ・ 再エネ・省エネ導入の効果
- ・ 導入事例紹介
- ・ 補助・支援制度等の紹介

〔実施内容〕

- ・ 講演テーマの選定
- ・ 講師手配、旅費謝金支払い
- ・ 会場手配、設営、運営、記録

- ・ 広報活動（参加者公募のチラシ作成，新聞広告等）
- ・ 参加者募集
- ・ 参加者アンケート
- ・ ワークショップの案内
- ・ 鹿児島県GXアドバイザー派遣事業の案内

（２）GX理解促進ワークショップの開催

〔回 数〕 ３回

〔対象者〕 講演会参加者，参加企業従業員を中心とする

〔テーマ〕

- ・ 今後GXに対応するため自社でできる具体的な取組を学べる内容とすること。
例）
 - ・ CO₂排出量の見える化
 - ・ 省エネ診断の効果について
 - ・ 再エネ導入の検討について
 - ・ GXに対応する経営のポイント等

〔実施内容〕

- ・ テーマの選定
- ・ 講師手配，旅費謝金支払い
- ・ 会場手配，設営，運営，記録
- ・ 広報活動（参加者公募のチラシ作成，新聞広告等）
- ・ 参加者募集
- ・ 参加者アンケート
- ・ 参加者相談対応

（３）報告書の作成

（１）～（２）の業務の成果をまとめた報告書を作成し提出する。

- ・ 業務報告書：全体版／概要版 各５部
- ・ 電子媒体（業務報告書の電子データをCD-Rに記録したもの）：１部

３ 履行期限

令和８年２月27日（金）

４ 委託業務の実施等

- （１）受託者は，本業務の履行にあたり，業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で，本仕様書及び関係法令，規定等を遵守し，最高の知識，知見を発揮して業務を遂行すること。
- （２）本仕様書に定めのない事項については，県エネルギー対策課と協議し，決定すること。
- （３）本仕様書はプロポーザル用であり，受託候補者とは内容を別途協議の上，契約を締結するものとし，契約内容等については，協議の中で企画提案書等の内容から変更，修正する場合があ

る。

- (4) 委託業務に関連する書類・領収書等は、委託業務の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。
- (5) 本事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財源として実施する予定の事業であるため、事業終了後、県から求めがあった場合は、事業に要した経費に関する会計書類及び証憑書類等を提出すること。
- (6) 第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- (7) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切を行うものとする。

5 協議打合せ

業務着手時及び実施中においては協議・打合せを行い、協議事項について記録し、相互に確認する。各業務を円滑に実施するため、綿密な連絡をとり、適宜、協議打合せを行う。

6 機密保持等

- (1) 本事業を実施するに当たって、業務上知り得た情報は、開示、漏えい、又は本事業以外の用途に使用しないこと。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。この項目について受託者は、前記3の履行期間の終了後においても同様とする。

7 個人情報保護

業務を実施する中で入手した個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等の法令順守に加え、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。なお、関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報の流失防止に万全を期すること

8 検査

受託者は、成果品の引渡にあっては期限を遵守し、かつ本県の検査を受けなければならない。

なお、検査において指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。また、成果品の引渡し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

9 委託料の支払

受託者は、本県の検査を合格の通知を受けた時は、書面により請求するものとする。